

未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～（中間案） に関する市民意見の募集について

本市では、市内に存在する有形無形の文化財を末永く未来に伝えていくため、改正文化財保護法に基づく「文化財保存活用地域計画」の認定を目指して取り組んでおります。

この度、「京都市文化財保存活用地域計画」（全6章）の序章から第4章までの部分を、中間案として取りまとめ、市民の皆様からの御意見を募集しますので、御報告いたします。

1 京都市文化財保存活用地域計画について

(1) 計画の位置付け

ア 地域社会総がかりで文化財を継承していくことを目的に改正された文化財保護法（平成31年4月施行）により、市町村が文化財の保存活用に関する基本的なアクション・プランとして「文化財保存活用地域計画」を作成することが求められています。

イ これを受け、本市においても、同計画を作成し、文化庁の認定を受けるとともに、京都市基本計画の体系における文化財保護の分野の計画として位置付けます。文化財保護の分野に特化した計画は、本市では初めて作成するものです。

(2) 計画の内容

別添資料1リーフレット及び資料2冊子のとおり

<本市の地域計画の要点>

ア 文化財保護法及び京都市文化財保護条例による保護の対象となる「文化財」に限らず、京都の人々の生活、歴史と文化の理解に欠くことができない有形、無形のものすべてを「京都文化遺産」と位置付け、維持継承を図ります。

イ 京都文化遺産をまちや暮らしと一体となった「歴史文化」として捉え、市民一人一人に京都のまちや暮らしを楽しんでもらうことを通じて京都文化遺産を千年の未来に伝えていきます。

<京都市文化財保存活用地域計画の目次>

序章（計画作成の背景と目的、計画の位置づけ、計画期間、用語の定義）	意見募集
第1章 京都市の概要（自然的・地理的環境、社会状況、歴史的背景）	
第2章 京都文化遺産の概要	
第3章 京都市の歴史文化の特徴	
第4章 京都文化遺産の維持継承に関する課題・方針	見直し
第5章 京都文化遺産の維持継承に関する措置	
第6章 京都文化遺産の維持継承に関する措置の推進体制	

中間案で

改めて
募集

2 検討の経過及び今後のスケジュール

(1) これまでの検討の経過

- 平成31年3月 4日 文化庁「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」策定
- 3月15日 「京都市におけるこれからの文化財保護の在り方について」
(京都市文化財保護審議会答申)
- 令和元年11月～2年7月 京都市文化財保護審議会地域計画部会の開催(4回)

(2) 今後のスケジュール

- 11月12日 市民意見の募集開始(～12月11日)
- 12月 4日 文化財保護課50周年記念シンポジウムの開催
※市民意見の募集を周知
- 12月頃 京都市文化財保護審議会(令和2年度第2回)
〃 京都市文化財保護審議会地域計画部会(第5回)
〃 「具体的な措置」, 「推進体制」に対するHP等を通じた意見の募集
- 令和3年 1月頃 京都市文化財保護審議会(令和2年度第3回)
- 3月頃 「京都市文化財保存活用地域計画」認定の申請
- 7月頃 「京都市文化財保存活用地域計画」認定

3 市民意見の募集

(1) 中間案(序章から第4章)について

ア 募集期間

令和2年11月12日(木)～12月11日(金)

イ 応募方法

郵送, ファックス, 電子メール, ホームページの意見募集フォーム及び持参

ウ 意見募集冊子配布場所

市役所案内所, 区役所・支所, 市立図書館, 文化会館等で意見募集用リーフレットを配布するとともに, 本市ホームページにも掲載します。

(2) 第5章(具体的な措置), 第6章(推進体制)について

京都市文化財保護審議会地域計画部会(第5回)での審議を踏まえ, ホームページ等を通じて, 改めて意見を募ります。